

平成22年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望
(災害関係)

平成21年7月14日

全国知事会

1 災害対策の推進について

1 災害対策の推進

災害から国民の生命、身体、財産を守り、社会生活・地域経済の安定を図るため、災害予防対策を充実するとともに、応急体制を一層整備すること。

また、被災地の地方公共団体への財政措置を充実強化すること。

【具体的な要望事項】

- (1) 地震・活動火山における予知観測体制を強化するとともに、活断層及び海溝型地震に関する調査を推進し、対策方針を確立すること。
- (2) 「東海地震対策大綱」、「東南海・南海地震対策大綱」、「首都直下地震対策大綱」、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策大綱」及び「中部圏・近畿圏直下地震対策大綱」に基づき、総合的な対策を早急に推進すること。
また、平成22年3月31日をもって期限が切れる「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地震財特法）」の適用期間を延長すること。
- (3) 自然災害及び大規模事故災害等に係る災害予防又は発災直後の正確な情報を速やかに掌握する情報収集システム及び情報通信基盤を充実強化し、迅速かつ効果的に災害に対処し得る初動体制を確立強化すること。
また、緊急警報放送システムや地上デジタル放送の活用など、避難勧告や災害発生時の情報伝達システムを充実強化し、迅速かつ確実に行える体制を整備すること。
- (4) 陸路が寸断された場合でも迅速かつ円滑な災害救援に対応するため、医療や避難者収容等の災害救援諸機能を備えた船舶を整備すること。平常時での利活用としては、各地へ寄港しての救急医療研修や離島等の医療過疎地への巡回といった場面にも役立てていくこと。

2 大規模災害に対する総合的復興支援制度の確立

地震や台風等の大規模災害により被災した地域の早期復旧と復興対策等を速やかに推進するため、国と地方公共団体の役割分担を明確にするとともに、抜本的、総合的な支援制度を確立すること。

特に、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じること。

あわせて、共済制度とともに地震保険制度の充実についても、引き続き検討を行うこと。

また、災害救助法に基づく住宅支援策については、被災者のニーズに応じた制度改善を図ること。

【具体的な要望事項】

- (1) 被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じること。
- (2) 被災者の生活再建の早期促進を図る観点から、災害発生から原則1か月以内に完了するとされている住宅の応急修理について、避難指示・勧告が長期化することにより応急修理の期間が経過し利用できなくなる不都合を解消する等、応急仮設住宅の供与や住宅の応急修理等の住宅支援策について、被災者のニーズに応じた制度に改善を図ること。